

家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(規則の制定、変更) 第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	(運用基準等の制定) 第8条 公正取引協議会は、規約、規則の運用に関する事項について、運用基準等を定めることができる。 2 前項の運用基準等を定め又は変更したときは、速やかに公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。